

新旧対照表

○千葉県監査委員が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規程（抜粋）

新	旧
<p>(個人情報の提供先への通知書)</p> <p>第二十七条 条例<u>第三十八条第一項</u>に規定する書面は、個人情報の訂正実施通知書（別記第十九号様式）によるものとする。</p>	<p>(個人情報の提供先への通知書)</p> <p>第二十七条 条例<u>第三十八条</u>に規定する書面は、個人情報の訂正実施通知書（別記第十九号様式）によるものとする。</p>

新

第十九号様式（第二十七条）

個人情報の訂正実施通知書

第 号  
年 月 日

様

千葉県監査委員 印

年 月 日付けで から  
に提供した個人情報について、千葉県個人情報保護条例第 32 条の規定により次のおとり訂正しましたので、同条例第 38 条第 1 項の規定により通知します。

個人情報を提供した 実施機関及び 担当課名		
提供した個人情報を記録 する行政文書の件名		
訂正内容	訂正前	
	訂正後	
訂正の実施をした日		年 月 日
備	考	

旧

第十九号様式（第二十七条）

個人情報の訂正実施通知書

第 号  
年 月 日

様

千葉県監査委員 印

年 月 日付けで から  
に提供した個人情報について、千葉県個人情報保護条例第 32 条の規定により下記のおとり訂正しましたので、同条例第 38 条の規定により通知します。

個人情報を提供した 実施機関及び 担当課名		
提供した個人情報を記録 する行政文書の件名		
訂正内容	訂正前	
	訂正後	
訂正の実施をした日		年 月 日
備	考	